

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第189期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 東武鉄道株式会社

【英訳名】 TOBU RAILWAY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 根津 嘉澄

【本店の所在の場所】 東京都墨田区押上一丁目1番2号

【電話番号】 (03)3621-5055

【事務連絡者氏名】 総務部課長 小高 聖太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区押上一丁目1番2号

【電話番号】 (03)3621-5055

【事務連絡者氏名】 総務部課長 小高 聖太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第189期 第3四半期連結 累計期間	第189期 第3四半期連結 会計期間	第188期
会計期間		自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
営業収益	(百万円)	444,639	146,702	621,694
経常利益	(百万円)	17,311	4,810	35,567
四半期(当期)純利益	(百万円)	10,004	2,370	17,882
純資産額	(百万円)		262,194	184,012
総資産額	(百万円)		1,407,804	1,426,248
1株当たり純資産額	(円)		204.64	208.56
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	11.69	2.77	20.88
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	10.85	2.79	19.33
自己資本比率	(%)		12.44	12.52
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	44,031		76,378
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	42,465		56,263
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,020		28,654
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)		28,236	24,649
従業員数	(名)		20,130	19,888

(注)1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(注)2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定にあたっては、2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成18年5月23日取締役会決議・平成18年6月12日発行)に係る潜在株式増加数(普通株式)は当第3四半期連結会計期間末日現在(平成20年12月31日)の転換価額725円を基に算定しております。なお、平成21年2月10日以降、当該社債の転換価額を725円から580.0円へ下方修正しております。平成21年2月10日以降の転換価額580.0円を基に潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定した場合、第189期第3四半期連結累計期間は10.65円、第189期第3四半期連結会計期間は2.74円となります。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当社の連結子会社でありますTR Preferred Capital Limitedは、当第3四半期連結会計期間において優先出資証券を発行し、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の10%以上に相当することになったため、新たに当社の特定子会社に該当することとなりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
TR Preferred Capital Limited	Grand Cayman, Cayman Islands	80,000	その他業	100.0	役員2名兼任しており、当社は当該子会社に対しユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行しております。 (うち当社従業員1名)

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	20,130 [ 7,467 ]
---------	------------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は [ ] 内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	4,713
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、出向者、休職者、嘱託者および組合専従者等1,858人を含んでおりません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループのサービス、生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種のサービス、製品であっても、その内容、形式等は必ずしも一様ではなく、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

そのため生産、受注及び販売の状況については、「3 財政状態及び経営成績の分析」における各事業の種類別セグメントごとに業績に関連付けて示しております。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在（平成21年2月13日）において当社グループが判断したものであります。

#### （1）経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、世界的な金融危機の影響により企業収益が大幅に減少し、また雇用情勢も急速に悪化するなど、景気の後退が深刻化する中で推移いたしました。

このような情勢下にあります。当社グループでは、「信頼の確立」と「成長基盤の確立」を基本方針とする「東武グループ中期経営計画」にもとづき、安全・安心の確保を最優先に各事業において積極的な営業活動を展開してまいりました。

以上の結果、第3四半期連結会計期間の連結業績は、営業収益が146,702百万円、営業利益は8,194百万円、経常利益は4,810百万円、四半期純利益は2,370百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### （運輸事業）

鉄道業におきまして、当社では、安全を最優先にサービスの向上を目指して、さまざまな取り組みを進めております。

まずサービス面では、11月に携帯電話からクレジット決済で特急券が購入できる「特急券チケットレスサービス」を開始いたしました。これにより、携帯電話でどこからでも特急券の購入が可能になり、駅窓口や自動券売機で特急券を購入する手間が省け、チケットレスでそのまま特急列車にご乗車いただけるようになりました。また、12月より伊勢崎線竹ノ塚駅でエレベーター、谷塚駅で多機能トイレ、野田線初石駅でエレベーターとスロープ、東上線池袋駅3・4番ホームでエレベーターの使用をそれぞれ開始し、お客様の利便性向上をはかりました。

営業面では、鉄道ネットワークを活用し、JR東日本および野岩鉄道との相互直通運転において臨時列車を運行したほか、日光エリアへの他社との共同キャンペーン、特急列車車内で有名専門店による限定品お菓子の販売等も行い、増収に努めました。また、お客様への日頃の感謝の気持ちをこめて、11月には南栗橋車両管理区にて「東武ファンフェスタ」を開催、新制服体験、ステージ上での各種イベント・東京スカイツリーのPR等を実施したほか、「ミステリートレイン」「東武ファンフェスタ号」も運行いたしました。そのほか、会社創立111周年を迎えた11月1日より、駅係員および乗務員の制服をフルモデルチェンジいたしました。お客様や地域からの信頼をより確かにし「安心」・「輝き」を提供するための、「新生東武」として新しい気持ちで更なるサービス向上に努めてまいります。

また、当社では、「輸送の安全」を最も重要な使命と位置づけ、平成18年10月に、安全管理体制を確立し、輸送の安全水準の維持、向上を目的とする「安全管理規程」を制定し、役員から職員一人ひとりまで「安全対策に終わりはない」ことを常に念頭におき、安全を最優先する意識の徹底をはかる努力を継続しております。具体的な取り組みといたしましては、踏切の更なる安全性の向上を目的として、「自動式踏切支障報知装置」が設置してある踏切に対して「押しボタン」の併設を進めているほか、ホームにおける安全対策として非常停止ボタンや転落支障報知装置の設置を進めました。また、10月には伊勢崎駅付近（剛志～伊勢崎間）約2.2kmの連続立体交差事業（高架化）について群馬県と施行協定を締結し、事業に着手いたしました。この事業が完成すると、13か所の踏切が廃止されます。さらに、防災対策として、高架橋の耐震補強工事や長大橋梁の改修工事を鋭意進めました。

バス業におきまして、東武バスウエスト(株)では、12月11日に深夜急行バス「ミッドナイトアロー伊奈・内宿」線、「ミッドナイトアロー和光・志木」線の運行を開始いたしました。また、東武バスセント

ラル(株)では、11月20日に新越谷駅・草加駅～成田空港線がつくばエクスプレス線の八潮駅北口乗り入れを開始し営業の拡大に努めました。さらに、朝日自動車(株)と川越観光自動車(株)では、ICカード乗車券PASMOの利用路線を拡大し利便性向上をはかりました。

以上の結果、運輸事業の営業収益は53,662百万円、営業利益は5,157百万円となりました。

#### (レジャー事業)

遊園地・観光業におきまして、東武レジャー企画(株)の東武動物公園では、10月18日に、新たに2頭のホワイトタイガーを導入いたしました。あわせてホワイトタイガーの動きが間近で見られるようホワイトタイガー舎を新設し、大変好評をいただいております。その他にも、夏休みには「花火イリュージョン」や「親子ZOOキャンプ」を行うなど、季節に沿ったイベントを実施し、集客に努めました。東武ワールドスクウェア(株)では、11月14日から1月4日まで営業時間を延長し、夜間でも楽しめる「イルミネーションinワールドスクウェア」を開催いたしました。

スポーツ業におきまして、(株)東武スポーツでは、9月16日に「東武スポーツクラブ みなみさくらい」をリニューアルオープンいたしました。また、平成21年4月オープン予定の「東武スポーツクラブ プレオンふじみ野」の入会受付を11月4日より開始するなど、積極的な営業展開に努めました。

飲食業におきまして、東武食品サービス(株)では、10月1日に自然食ビュッフェレストラン「ひな野」所沢店を出店したほか、東武フードシステム(株)では、10月2日にナポリピッツァなどを提供する「SALVATORE CUOMO (サルバトーレクオモ) イオンレイクタウン店」を出店いたしました。

ホテル業におきましては、コートヤード・マリオット銀座東武ホテルを平成20年4月から全館リニューアルオープンさせたほか、宇都宮東武ホテルでは平成21年3月の婚礼部門等リニューアルオープンに向けた営業施策を展開しております。

また、各ホテルで施設の整備をはかるとともに、各種催事を開催し、多くのお客様にご利用いただけるよう努めました。

以上の結果、レジャー事業の営業収益は22,393百万円、営業利益は688百万円となりました。

#### (不動産事業)

不動産賃貸業におきまして、安定的な利益の確保と沿線価値の向上をはかるため、東武新越谷駅ビル(ヴァリエ)、春日部駅西口構内店舗および豊四季建物等の駅ナカ・駅チカ施設において、お客様の多様なニーズを先取りしたりリニューアルや優良テナントへの入れ替えなどを積極的に推進しました。

不動産分譲業におきまして、当社では、足立区大師前(ファーストレジデンス西新井)・町田市南大谷(ユニヴェルシオール学園の丘)でマンション、春日部市大沼(春日部ザ・パークアソシエ)・滑川町月の輪(フランサ)・栗橋町南栗橋(ルティアス)で建売住宅、鶴ヶ島市・宇都宮市等で土地の販売収入を計上いたしました。なお、引き続き、荒川区南千住(リバーフェイス)・坂戸市関間(ファーストレジデンス若葉)等でマンション、春日部市大沼・滑川町月の輪・栗橋町南栗橋等で建売住宅の販売収入を見込んでおります。東武不動産(株)では、守谷市松ヶ丘(ヴィスタコート守谷松ヶ丘)における戸建住宅の販売や松戸市上本郷における土地分譲を行いました。

以上の結果、不動産事業の営業収益は9,388百万円、営業利益は1,130百万円となりました。

#### (流通事業)

流通業におきまして、(株)東武百貨店の池袋店において実施した「秋の大北海道展」が過去最大の売上となったほか、船橋店においては、地元プロ野球球団とのコラボレーション企画「千葉ロッテマリーンズスイーツプロデュース選手権」を本年も行うなど、人気のある催事を開催し集客に努めました。そのほか、(株)東武カードビジネスでは、ICカード乗車券PASMOと東武カードが1枚になった東武カードPASMOをはじめとするカード会員数が堅調に増加しているほか、東武商事(株)では、PASMO利用可能売店や自動販売機を増やし、お客様の利便性向上に努めました。

以上の結果、流通事業の営業収益は57,197百万円、営業利益は591百万円となりました。

(その他事業)

建設業におきまして、東武建設(株)では、千代田区のホテル改修工事を完成させたほか、東武緑地(株)では、横浜市のマンション新築工事に伴う緑地造成植栽工事を完成させるなど積極的な営業活動を行いました。

その他業におきまして、東武ビルマネジメント(株)では、柏市の商業施設においてヴァレーパーキング業務を新規受託するなど増収に努めました。

以上の結果、その他事業の営業収益は17,247百万円、営業利益は832百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は1,407,804百万円となり、前連結会計年度末と比較して18,444百万円の減少となりました。これは、主に時価下落に伴う投資有価証券の減少等によるものです。また、負債は社債の償還及び借入金の返済等により1,145,609百万円となり、前連結会計年度末と比較して96,626百万円の減少となりました。純資産は、その他有価証券評価差額金の減少があったものの、四半期純利益の計上や少数株主持分が増加したこと等により262,194百万円となり、前連結会計年度末と比較して78,182百万円の増加となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、当第2四半期連結会計期間末に比べ2,123百万円減少し28,236百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権やたな卸資産の増加があったものの、税金等調整前四半期純利益4,602百万円の計上や減価償却費の計上等により4,976百万円の資金収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有形及び無形固定資産の取得による支出等により7,042百万円の資金支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済等があったものの、少数株主からの払込みによる収入等により56百万円の資金支出となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間における、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題は次のとおりであります。

当社グループは、平成18年5月策定の「東武グループ中期経営計画」にもとづき、経営資源の沿線への集約と、事業の選択と集中をはかるとともに、財務体質の強化をはかってまいります。また、「信頼の確立」を目指し、お客様の信頼の基礎である安全・安心を確立するとともに、企業の社会的責任を果たすべくコンプライアンス経営の強化と、お客様視点に立脚した事業推進の徹底をはかります。同時に、「成長基盤の確立」を実現すべく、引き続き運輸事業での需要喚起策を重点的に実施するほか、新タワー「東京スカイツリー」を核とした業平橋・押上プロジェクトを推進するなど沿線活性化をはかり一層の収益の拡大、有利子負債の削減に努めていくことで、より強固な財務基盤を築いてまいります。

(グループの採るべき基本戦略)

鉄道沿線を中心として、当社グループが事業を展開することで相乗効果が得られるエリアを重点マーケットとし、新規事業については収益性に基づいた投資判断を徹底する一方、既存事業においては独立事業採算管理を確立し、不採算事業からの撤退・売却を検討することにより、選択と集中を推進してまいります。同時に、事業の統廃合を進め、セグメント別業績管理体制を確立することで、グループ経営体制を強化してまいります。

#### (運輸事業)

鉄道業におきましては、より安心かつ快適にご利用いただけるよう、安全性確保を企図した保安度向上のための施設の整備・防災対策を実施するとともに、エレベーター、エスカレーターの設置等を鋭意進めてまいります。本年6月には東京メトロ副都心線開業にあわせた東上線のダイヤ改正で座席定員制のTJライナーの運転を開始し、また11月には伊勢崎線特急・日光線特急において携帯電話で事前購入した予約情報(ネット特急券表示画面)を提示することで特急券購入の手間が省ける特急券チケットレスサービスを開始するなど、今後も積極的な需要喚起策を実施するとともに、お客様の利便性向上をはかったダイヤ設定に努めるなど、戦略的営業施策の強化をはかります。また、バス業を含め電子マネーとしても利用できるICカード乗車券PASMOの一層の普及をはかるとともに、東武グループ総力をあげて質の高いサービスを提供することで、沿線の魅力を高め、新たな需要を獲得し、増収・増益に努めてまいります。

バス・タクシー業におきましては、東武バス(株)および朝日自動車(株)の2社による統括のもと事業の効率化をはかるとともに、バス路線の運行を見直すほか、路線の延長や新たな時間帯での運行を開始するなど収益の一層の向上に取り組んでまいります。

貨物運送業では、物流拠点を強化するとともに、業務の効率化をはかってまいります。

#### (レジャー事業)

レジャー事業におきましては、景気や社会情勢などの外的要因にも揺るがない強い事業基盤づくりを推進いたします。遊園地業におきましては、各施設の魅力向上をはかり集客力のさらなる強化に努めてまいります。

ホテル業におきましては、個々のホテルの地域特性に応じたりリニューアルを行うことにより収益力・競争力を強化するとともに、コストの見直しをはかってまいります。

スポーツ業におきましては、沿線を中心とした各地域の市場ニーズを掘り起こす魅力あるスポーツ施設を展開してまいります。

#### (不動産事業)

不動産賃貸業におきましては、立地特性や市場動向を踏まえて、旬なテナントの誘致や効果的なりリニューアルの実施などにより既存物件の活性化をはかるとともに、安定的な利益の確保と沿線価値の向上に取り組んでまいります。特に駅ビジネスでは、東武沿線の顔である駅の魅力を最大限に引き出した事業展開を積極的に進めていきます。さらに、平成24年の開業に向け、新タワー「東京スカイツリー」を核とする業平橋・押上プロジェクトをグループの総力をあげて推進してまいります。

不動産分譲業におきましては、住環境や生活スタイルを訴求した商品企画による物件を販売するとともに早期の資金回収を進めます。

#### (流通事業)

流通事業の百貨店業におきましては、需要を喚起する独自の商品提供と売場作りを適宜実施するほか、各店舗共通のマーケティングの充実に努め収益力の向上をはかってまいります。グループカードにつきましては、ICカード乗車券PASMOと一体型カードの発行など、東武グループとして一体感のあるサービスを提供し、お客様の利便性向上をはかるとともに収益源の確立とグループ事業のさらなる活性化に向けて積極的に展開してまいります。

#### (その他事業)

建設業におきましては、品質管理の徹底をはかるとともにサービスの向上に努め、企画提案力を強化することでお客様のご要望に応え、安定した収益体制を築いてまいります。同時にコスト削減をはかり強固な財務基盤の確立を推進いたします。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりです。

## 基本方針の内容

当社は当社の企業価値・株主共同の利益および輸送の安全を確保・向上させるための取り組みを一層推進してまいります。近時、わが国の株式市場等においては、買付の対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益および輸送の安全に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益および輸送の安全に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益および輸送の安全に資さないものが散見されます。

当社は継続的に企業価値・株主共同の利益を向上させていくために、経営の根底にある「安全・安心」の確保や鉄道事業者としての公共的使命に関する基本的な考え方を、今後も引き続き維持・推進していくことが不可欠であると考えます。

また、東武グループでは、沿線活性化のために「交通」、「街づくり（住宅・商業施設）」、「観光・レジャー」の領域で、グループ経営資源の活用と事業連携により、地域を活性化する施策を積極的に展開しています。「交通」においては、「鉄道事業」をはじめとする路線網を有機的に機能させ、相互に補完しあう利便性の高い輸送ネットワークシステムを構築し、沿線の活性化に繋げています。また、当社の保有資産を活用した大規模開発の実施、地元自治体や他企業との連携による開発等により、消費の喚起や沿線人口の定着による地域経済の活性化に貢献しています。このような中長期的な経営戦略が、当社株式の大量買付を行う者により短期的な利益のみを追求するような経営に変わるようなことがあれば、当社の企業価値・株主共同の利益および輸送の安全は損なわれることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する不適切な買付により当社の企業価値・株主共同の利益および輸送の安全が毀損されることを防止するためには、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするための体制を、平時において整えておくことが必要不可欠と考えています。

## 具体的な取り組み

( ) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社を中核とする東武グループは、「安全・安心」が事業活動の原点であるにとらえ、「安全・安心」を提供することが、すべての事業におけるお客様の信頼の基礎であり、提供し続けることが東武グループ全体の企業価値・株主共同の利益の根幹をなすものと考えています。

当社は、こうした経営理念のもと東武グループの中長期的な成長のため運輸事業を中心に、不動産、流通、レジャーの各セグメントにおいて収益拡大を継続できる経営基盤の強化に努めることで、引き続き企業価値・株主共同の利益の確保・向上をはかってまいります。

( ) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会において「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入について決議しています。

本プランは、当社株券等の大量買付行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益および輸送の安全を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者およびその共同保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付（以下「買付等」と総称し、買付等を行おうとする者を「買付者等」といいます。）を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、経営陣から独立した者から構成される独立委員会が買付者等から提出された情報や、当社取締役会が必要に応じて提出する買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、当該買付等に対する代替案について、評価・検討するものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案等の検討、買付者等と協議・交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または買付等の内容の検討等の結果、買付者等による買付等が企業価値・株主共同の利益および輸送の安全に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付等であるなど、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償

割当てを実施すべき旨の勧告を行います。この新株予約権は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとします。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限に尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等の決議をするものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合には速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

本プランの有効期間は平成19年6月28日開催の定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様には直接的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続きを行わないとその保有する株式の価値は希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、その保有する株式の希釈化は生じません。）。

#### （ ） 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記（ ）に記載した取り組みは、いずれも当社の企業価値・株主共同の利益および輸送の安全の確保・向上に資する具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは前記（ ）記載のとおり、企業価値・株主共同の利益および輸送の安全を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは当社株主総会において決議がなされ導入しているため、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外監査役、社外有識者によって構成される独立委員会を設置し、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を得ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等の助言を得ることができるとされていること、本プランは有効期間を約2年間と定め、有効期間の満了前であっても当社の株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、合理性を有し、当社の企業価値・株主共同の利益および輸送の安全に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### （5） 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、当第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	858,672,607	858,672,607	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株
計	858,672,607	858,672,607		

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの転換社債型新株予約権付社債における新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成18年5月23日取締役会決議・平成18年6月12日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	50,000
新株予約権の数(個)	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	68,965,517
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 725(注)1、5
新株予約権の行使期間	自平成18年6月26日(注)2 至平成28年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 725(注)3、5 1株当たり資本組入額 363
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個の行使に際して払込みをなすべき額は、各社債の発行価額1,000万円と同額とします。

2. 当社による本新株予約権付社債の取得の場合は、当該取得日の5東京営業日前の日まで、当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の5東京営業日前の日まで、本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、本社債の買入消却がなされる場合は、当社が本社債を消却した時または、当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとします。上記いずれの場合も、平成28年3月17日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要な場合、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできません。

3. (イ)平成21年1月30日（以下「標準修正日」という。）まで（当日を含む。）の15連続取引日の終値の平均値の0.1円未満の端数を四捨五入した金額（以下、「標準修正時価」という。）が、標準修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、平成21年2月10日（日本時間）以降、標準修正時価に下方修正されます。但し、上記計算の結果算出される金額が当初転換価額の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を下回る場合には、転換価額は、かかる金額に修正されます。

(ロ)平成27年4月1日以降（当日を含む。）の当社の選択する日（以下「特別修正日」という。）まで（当日を含む。）の15連続取引日の終値の平均値の0.1円未満の端数を四捨五入した金額（以下「特別修正時価」という。）の95%に相当する価額が、特別修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、当社は、転換価額を特別修正時価の95%に下方修正することができます。かかる修正は、特別修正日（当日を含まない。）から2営業日目の日に効力を生じ、修正通知に定められた終了日（特別修正効力発生日（当日を含まない。）から20取引日目以降の日とし、以下「特別修正終了日」という。）まで（当日を含む。）継続します。但し、この計算の結果算出される金額が当初転換価額の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に相当する金額を下回る場合には、転換価額は、かかる金額に修正されます。転換価額は、特別修正終了日の翌日から修正前の転換価額に復します。

(ハ)転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行または、当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整されます。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価格} = \text{調整前転換価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$$

また、転換価格は、当社普通株式の分割または併合、当社普通株式の時価を下回る価格をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

4. (イ)当社が組織再編等を行う場合、(i)その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上実行可能であり、( )その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ( )その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含みます。)を当社又は承継会社等(以下に定義します。)に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせる最善の努力をしなければならない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社を総称していうものとします。

(ロ)上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とします。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従います。なお、転換価額は上記3.(ハ)と同様な調整に服します。

(i)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにします。

( )組織再編等(合併、株式交換又は株式移転を含む。)の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の払込金額と同額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、本新株予約権の行使期間の満了日までとします。

その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様な取り扱いを行います。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は社債と分離して譲渡できません。

(八)当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

(二)当社は、上記(イ)に定める事項が、(i)(法律の公的若しくは司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上可能でないか、( )その実行のための仕組みが構築されておらず、かつ構築可能でないか、又は( )その全体において当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税負担を含みます。)を当社若しくは承継会社等に生じさせることなく実行できない場合、本新株予約権付社債権者に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供する旨の申し出を行うか又は承継会社等をしてかかる申し出を行わせるものとします。なお、その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含みます。)を当社又は承継会社等に生じさせず、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上及び実務上可能である場合には、当社は、かかる経済的利益の一部として、上記(ロ)に定める新株予約権を承継会社等に交付させる最善の努力をしなければならない。

5. 上記3(イ)に定める転換価額の下方向修正条項に該当したため、平成21年2月10日以降、転換価額を725円から580.0円に修正しております。

2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）  
（平成20年9月25日取締役会決議・平成20年10月14日発行）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	80,000
新株予約権の数（個）	800
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）2
新株予約権の行使期間	自平成20年10月23日 至平成26年1月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
代用払込みに関する事項	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額で除した数（以下「交付株式数」という。）とします。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算します。

2．新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とします。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、787円とします。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額により、新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整されます。なお、次の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式（但し、当社の保有する当社普通株式を除く。）の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行、当社による一定限度を超える当社株主への配当の支払い、その他の転換価額の調整が必要となる一定の場合にも、上記に準じて、実質的に転換に係る条件が維持される価額に調整されます。但し、当社のストック・オプション・プラン、インセンティブ・プランの場合には調整は行われません。

3．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である交付株式数で除して得られる金額とします。
- (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできません。

6. 代用払込みに関する事項

本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日		858,672,607		66,166		16,541

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、(株)みずほコーポレート銀行およびその共同保有者である(株)みずほ銀行、みずほ証券(株)ならびにみずほ信託銀行(株)から平成20年11月10日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年10月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として当第3四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりません。

当該大量保有報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	57,738	6.38
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	10,000	1.10
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	2,487	0.27
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	14,549	1.61
合計		84,774	9.36

(注) (株)みずほコーポレート銀行の保有株券等の数には新株予約権証券の所有による潜在株式44,472千株、みずほ証券(株)の保有株券等の数には新株予約権付社債券の所有による潜在株式2,317千株が含まれております。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,552,000 (相互保有株式) 普通株式 20,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 849,404,000	849,404	
単元未満株式	普通株式 6,696,607		
発行済株式総数	858,672,607		
総株主の議決権		849,404	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式15,000株(議決権の数15個)を含んでおります。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、野田開発興業株式会社所有の相互保有株式399株、当社所有の自己株式976株および証券保管振替機構名義の株式860株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東武鉄道株式会社	東京都墨田区押上1-1-2	2,552,000		2,552,000	0.29
(相互保有株式) 野田開発興業株式会社	千葉県野田市宮崎101-8	20,000		20,000	0.00
計		2,572,000		2,572,000	0.29

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	537	538	518	508	497	535	520	522	535
最低(円)	513	502	488	475	472	485	437	485	497

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

### (1) 新任役員

該当事項はありません。

### (2) 退任役員

該当事項はありません。

### (3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 (鉄道事業本部技師長 兼副本部長)	取締役 (鉄道事業本部技師長 兼計画管理部長)	古澤 廣道	平成20年7月1日

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)より「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	28,508	24,948
受取手形及び売掛金	42,258	40,747
分譲土地建物	55,363	51,679
その他	48,045	41,087
貸倒引当金	740	773
流動資産合計	173,435	157,690
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	472,327	481,159
土地	493,416	486,908
その他(純額)	118,621	130,720
有形固定資産合計	1,084,365	1,098,788
無形固定資産	21,071	21,089
投資その他の資産		
投資有価証券	66,741	82,997
その他	63,968	69,455
貸倒引当金	3,220	3,772
投資その他の資産合計	127,489	148,680
固定資産合計	1,232,926	1,268,558
繰延資産	1,442	-
資産合計	1,407,804	1,426,248

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	38,301	32,149
短期借入金	4, 5 71,640	4, 5 56,604
1年内返済予定の長期借入金	4 100,126	4 98,445
1年内償還予定の社債	4 46,200	4 45,900
引当金	8,668	7,194
その他	119,049	144,352
流動負債合計	383,987	384,646
固定負債		
社債	4 150,290	4 169,590
長期借入金	4 363,149	4 431,528
退職給付引当金	31,724	31,016
その他の引当金	1,252	1,212
その他	192,598	198,921
固定負債合計	739,014	832,269
特別法上の準備金		
特定都市鉄道整備準備金	22,607	25,320
特別法上の準備金合計	22,607	25,320
負債合計	1,145,609	1,242,235
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	66,166	66,166
資本剰余金	34,434	34,427
利益剰余金	32,471	26,849
自己株式	1,255	1,162
株主資本合計	131,816	126,279
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12,741	21,772
土地再評価差額金	30,623	30,521
評価・換算差額等合計	43,364	52,294
少数株主持分	87,013	5,438
純資産合計	262,194	184,012
負債純資産合計	1,407,804	1,426,248

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
営業収益	444,639
営業費	
運輸業等営業費及び売上原価	322,591
販売費及び一般管理費	1 97,939
営業費合計	420,531
営業利益	24,107
営業外収益	
受取配当金	3,060
保険配当金	703
その他	2,546
営業外収益合計	6,310
営業外費用	
支払利息	12,275
その他	832
営業外費用合計	13,107
経常利益	17,311
特別利益	
固定資産売却益	2,944
工事負担金等受入額	2,175
特定都市鉄道整備準備金取崩額	2,712
その他	2,049
特別利益合計	9,882
特別損失	
固定資産除却損	1,728
固定資産圧縮損	2,195
その他	3,149
特別損失合計	7,073
税金等調整前四半期純利益	20,120
法人税、住民税及び事業税	4,056
法人税等調整額	5,458
法人税等合計	9,514
少数株主利益	600
四半期純利益	10,004

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
営業収益	146,702
営業費	
運輸業等営業費及び売上原価	105,845
販売費及び一般管理費	1 32,663
営業費合計	138,508
営業利益	8,194
営業外収益	
受取配当金	226
その他	560
営業外収益合計	786
営業外費用	
支払利息	3,942
その他	227
営業外費用合計	4,169
経常利益	4,810
特別利益	
工事負担金等受入額	1,055
特定都市鉄道整備準備金取崩額	904
その他	586
特別利益合計	2,546
特別損失	
固定資産除却損	558
固定資産圧縮損	1,055
投資有価証券評価損	684
その他	456
特別損失合計	2,755
税金等調整前四半期純利益	4,602
法人税、住民税及び事業税	998
法人税等調整額	697
法人税等合計	1,696
少数株主利益	534
四半期純利益	2,370

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年12月31日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	20,120
減価償却費	42,357
特定都市鉄道整備準備金の増減額（は減少）	2,712
受取利息及び受取配当金	3,183
支払利息	12,275
売上債権の増減額（は増加）	1,511
たな卸資産の増減額（は増加）	9,038
仕入債務の増減額（は減少）	6,152
その他	6,101
小計	58,358
利息及び配当金の受取額	3,200
利息の支払額	11,749
法人税等の支払額	5,777
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>44,031</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	60
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	445
有形及び無形固定資産の取得による支出	54,601
有形及び無形固定資産の売却による収入	4,378
工事負担金等受入による収入	3,115
その他	4,257
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>42,465</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額（は減少）	15,035
長期借入れによる収入	7,136
長期借入金の返済による支出	73,834
社債の発行による収入	9,800
社債の償還による支出	28,800
自己株式の純増減額（は増加）	84
配当金の支払額	3,396
鉄道・運輸機構未払金の返済による支出	4,012
少数株主からの払込みによる収入	81,000
その他	822
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,020</b>
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,587
現金及び現金同等物の期首残高	24,649
現金及び現金同等物の四半期末残高	28,236

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年12月31日)

1. 連結の範囲の変更

第1四半期連結会計期間において、東武ダイヤルバス(株)は日光交通(株)と合併したため、連結の範囲から除外致しました。また、(株)ニッポンレンタカー東武は会社清算に伴い、連結の範囲から除外致しました。

第2四半期連結会計期間においては、TR Preferred Capital Limitedを新たに連結の範囲に含めております。東武配送サービス(株)、(株)東武コミュニケーションズは会社清算に伴い、連結の範囲から除外致しました。

なお、変更後の連結子会社の数は96社であります。

2. 会計方針の変更

(1) リース取引に関する会計基準等の適用

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。

また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

なお、これによる四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(2) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、従来支出時に全額費用として処理しておりましたが、当第3四半期連結会計期間において2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行に伴い多額の社債発行費が生じ、その金額的重要性が高いことに鑑み、より適正な期間損益計算を行うため、社債の償還までの期間にわたり定額法によって償却(僅少なものは支出時に全額費用処理)する方法に変更いたしました。これにより、従来の方法に比べ当第3四半期連結累計期間の営業外費用は1,442百万円減少しており、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ同額増加しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1. 棚卸資産の評価方法 棚卸高の算出に関しましては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
(有形固定資産の耐用年数の変更) 第1四半期連結会計期間より機械装置の耐用年数の変更を行っております。これは、平成20年度の法人税法改正に伴い見直しを行ったものです。 この結果、従来と同一の基準によった場合と比較して当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益が331百万円それぞれ減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																												
1. 有形固定資産の減価償却累計額 797,868百万円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 766,691百万円																												
2. 偶発債務 連結会社以外の会社等の銀行借入金等に対し債務保証を行っております。	2. 偶発債務 連結会社以外の会社等の銀行借入金等に対し債務保証を行っております。																												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">埼玉県住宅供給公社</td> <td style="text-align: right;">3,377百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">宅地ローン</td> <td style="text-align: right;">1,347百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">渡良瀬遊水地アクリメーション</td> <td style="text-align: right;">1,170百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">振興財団</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">押上・業平橋駅周辺土地区画整理組合</td> <td style="text-align: right;">554百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">155百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,606百万円</td> </tr> </table>	埼玉県住宅供給公社	3,377百万円	宅地ローン	1,347百万円	渡良瀬遊水地アクリメーション	1,170百万円	振興財団		押上・業平橋駅周辺土地区画整理組合	554百万円	その他	155百万円	合計	6,606百万円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">埼玉県住宅供給公社</td> <td style="text-align: right;">3,464百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">宅地ローン</td> <td style="text-align: right;">1,430百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">渡良瀬遊水地アクリメーション</td> <td style="text-align: right;">1,362百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">振興財団</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">押上・業平橋駅周辺土地区画整理組合</td> <td style="text-align: right;">497百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">197百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,951百万円</td> </tr> </table>	埼玉県住宅供給公社	3,464百万円	宅地ローン	1,430百万円	渡良瀬遊水地アクリメーション	1,362百万円	振興財団		押上・業平橋駅周辺土地区画整理組合	497百万円	その他	197百万円	合計	6,951百万円
埼玉県住宅供給公社	3,377百万円																												
宅地ローン	1,347百万円																												
渡良瀬遊水地アクリメーション	1,170百万円																												
振興財団																													
押上・業平橋駅周辺土地区画整理組合	554百万円																												
その他	155百万円																												
合計	6,606百万円																												
埼玉県住宅供給公社	3,464百万円																												
宅地ローン	1,430百万円																												
渡良瀬遊水地アクリメーション	1,362百万円																												
振興財団																													
押上・業平橋駅周辺土地区画整理組合	497百万円																												
その他	197百万円																												
合計	6,951百万円																												
3. 事業用固定資産の取得価額から控除した工事負担金 215,789百万円	3. 事業用固定資産の取得価額から控除した工事負担金 213,691百万円																												
4. 純資産額及び利益の維持に係る財務制限条項 当社における借入金のうち143,170百万円については、各年度の決算期における連結または連結及び単体の貸借対照表における純資産または旧資本の部の金額を前年同期比または直前の中間期末比75%以上に維持することを確約しております。なお、このうち20,000百万円については、各年度の中間期においても同様に連結及び単体の貸借対照表における旧資本の部の金額を前期末対比75%以上に維持することを確約しております。 あわせて、上記借入金143,170百万円のうち57,510百万円については、各年度の決算期または中間期及び決算期における連結及び単体の損益計算書に示される当期純損益が2期連続して損失とならないようにすることを確約しております。 また、当社が発行している社債のうち30,000百万円については、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失となった場合、当該債務について期限の利益を喪失することもあります。	4. 純資産額及び利益の維持に係る財務制限条項 当社における借入金のうち152,845百万円については、各年度の決算期における連結または連結及び単体の貸借対照表における純資産または旧資本の部の金額を前年同期比または直前の中間期末比75%以上に維持することを確約しております。なお、このうち40,000百万円については、各年度の中間期においても同様に連結及び単体の貸借対照表における旧資本の部の金額を前期末対比75%以上に維持することを確約しております。 あわせて、上記借入金152,845百万円のうち79,985百万円については、各年度の決算期または中間期及び決算期における連結及び単体の損益計算書に示される当期純損益が2期連続して損失とならないようにすることを確約しております。 また、当社が発行している社債のうち30,000百万円については、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失となった場合、当該債務について期限の利益を喪失することもあります。																												
5. 貸出コミットメント 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と貸出コミットメント契約を締結しております。なお、当第3四半期連結会計期間末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。	5. 貸出コミットメント 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と貸出コミットメント契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。																												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">100,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">33,500百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">66,500百万円</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	100,000百万円	借入実行残高	33,500百万円	差引額	66,500百万円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">70,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">17,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">53,000百万円</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	70,000百万円	借入実行残高	17,000百万円	差引額	53,000百万円																
貸出コミットメントの総額	100,000百万円																												
借入実行残高	33,500百万円																												
差引額	66,500百万円																												
貸出コミットメントの総額	70,000百万円																												
借入実行残高	17,000百万円																												
差引額	53,000百万円																												
6. 投資有価証券のうち、29,517百万円については有価証券消費貸借契約により貸付を行っております。	6. 投資有価証券のうち、31,177百万円については有価証券消費貸借契約により貸付を行っております。																												

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1. 販売費及び一般管理費の主なものは、次のとおり であります。	
人件費	39,334百万円
経費	40,476百万円
賞与引当金繰入額	3,699百万円
退職給付費用	1,741百万円

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1. 販売費及び一般管理費の主なものは、次のとおり であります。	
人件費	13,373百万円
経費	13,688百万円
賞与引当金繰入額	954百万円
退職給付費用	585百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	28,508百万円
有価証券勘定	245百万円
計	28,753百万円
預入期間が3箇月を超える定期預 金	271百万円
償還期間が3箇月を超える債券等	245百万円
現金及び現金同等物	28,236百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	858,672,607

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	2,633,729

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,140	2.5	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	2,140	2.5	平成20年9月30日	平成20年12月8日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当第3四半期連結累計期間における剰余金の配当に関しては、「4 配当に関する事項」に記載のとおりであります。なお、この他に該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	運輸事業 (百万円)	レジャー 事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	流通事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益及び 営業損益								
営業収益								
(1) 外部顧客に対 する営業収益	52,335	20,357	6,059	56,592	11,358	146,702		146,702
(2) セグメント間 の内部営業収 益又は振替高	1,327	2,035	3,328	605	5,888	13,186	(13,186)	
計	53,662	22,393	9,388	57,197	17,247	159,889	(13,186)	146,702
営業損益	5,157	688	1,130	591	832	8,400	(205)	8,194

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	運輸事業 (百万円)	レジャー 事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	流通事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益及び 営業損益								
営業収益								
(1) 外部顧客に対 する営業収益	159,146	59,260	18,657	170,354	37,220	444,639		444,639
(2) セグメント間 の内部営業収 益又は振替高	3,160	4,440	10,006	2,620	16,641	36,870	(36,870)	
計	162,306	63,701	28,663	172,975	53,861	481,509	(36,870)	444,639
営業損益	16,698	785	3,236	1,514	2,289	24,524	(416)	24,107

(注) 1. 事業区分の方法

日本標準産業分類をベースに、経営の多角化の実態が具体的かつ適切に開示できるよう、事業を区分しております。

2. 各事業区分の主な事業内容

運輸事業・・・鉄道、バス、タクシー等の営業を行っております。

レジャー事業・・・遊園地、ホテル、飲食業等を行っております。

不動産事業・・・土地及び建物の賃貸・分譲を行っております。

流通事業・・・駅売店、百貨店業等を行っております。

その他事業・・・建設コンサルタント、電気工事、生コン製造販売等を行っております。

3. 追加情報に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より機械装置の耐用年数の変更を行っております。これは、平成20年度の法人税法改正に伴い見直しを行ったものです。

この結果、従来と同一の基準によった場合と比較して、当第3四半期連結累計期間の営業費用が運輸事業において332百万円増加し、レジャー事業において1百万円減少し、営業利益がそれぞれ増減しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

全セグメントの営業収益の合計に占める日本の割合が90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間については、海外売上高はないため記載しておりません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
204.64円	208.56円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	262,194	184,012
純資産の部から控除する金額(百万円)	87,013	5,438
(うち少数株主持分)	(87,013)	(5,438)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (百万円)	175,181	178,573
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半 期末(期末)の普通株式の数(千株)	856,038	856,202

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		
1株当たり四半期純利益	11.69円	1株当たり四半期純利益	2.77円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益 1	10.85円	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益 1	2.79円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	10,004	2,370
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	10,004	2,370
普通株式の期中平均株式数(千株)	856,144	856,097
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	269	269
(うち少数株主利益)	(269)	(269)
普通株式増加数(千株) 1	90,966	90,966
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

1. 2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成18年5月23日取締役会決議・平成18年6月12日発行)に係る潜在株式増加数(普通株式)は当第3四半期連結会計期間末日現在(平成20年12月31日)の転換価額725円を基に算定しております。なお、平成21年2月10日以降、当該社債の転換価額を725円から580.0円へ下方修正しております。平成21年2月10日以降の転換価額580.0円を基に潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定した場合、当第3四半期連結累計期間は10.65円、当第3四半期連結会計期間は2.74円となります。また、潜在株式増加数(普通株式)は当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間は108,208千株となります。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

2 【その他】

第189期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)中間配当については、平成20年11月14日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行いました。

配当金の総額.....2,140百万円

1株当たりの金額.....2円50銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日.....平成20年12月8日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月13日

東武鉄道株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 酒井 弘行 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 若原 文安 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 安藤 見 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東武鉄道株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東武鉄道株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。